甲州市告示第７号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第８項の規定により公告する。

令和８年２月13日

甲州市長　鈴木　幹夫

1　地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地域

（1）塩山地区

（2）奥野田地区

（3）松里地区

（4）大藤地区

（5）神金地区

（6）玉宮地区

（7）勝沼・大和地区

（8）祝地区

（9）東雲地区

（10）菱山地区